

日高市地域公共交通協議会運賃協議部会規程

令和 6 年 1 月 24 日 告示 第 号

(目的)

第 1 条 日高市地域公共交通協議会条例（令和 5 年条例第 13 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定及び道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条第 4 項の規定に基づき、日高市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の部会として、地域における需要に応じ地域の住民のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等の専門的な協議を行うため、日高市地域公共交通協議会運賃協議部会（以下「運賃協議部会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 運賃協議部会は、4 人以内の委員をもって組織するものとする。

- (1) 条例第 3 条第 2 項第 1 号に規定する市を代表する者又はその指名を受けた者
- (2) 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名を受けた者
- (3) 関東運輸局埼玉運輸支局の代表者又はその指名を受けた者
- (4) 条例第 3 条第 2 項第 5 号に規定する市内の区又は自治会を代表する者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとし、再任を妨げない。

- (1) 前条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号の委員 協議会の委員の在任期間
 - (2) 前条第 1 項第 2 号の委員 会長が委嘱した日から運賃協議部会における当該一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃に関する協議が終了したときまで
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(部会長)

第 4 条 運賃協議部会に、部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、会務を総理し、運賃協議部会を代表する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 運賃協議部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 運賃協議部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 運賃協議部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会長は、運賃協議部会の会議を開催したときは、次の協議会において会議の結果等

を報告しなければならない。

(庶務)

第6条 運賃協議部会の庶務は、総務部危機管理課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、運賃協議部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和6年1月24日から施行する。